

Aoca 利用約款 新旧対照表

2021 年 8 月 2 日改定

新（改定後）	旧（改定前）
<p>●紛失した場合、盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合 であっても、残高の返金または再発行はできません。ただし、株式会社クスリのアオキの故意または重過失により、お客様の許可なく第三者に使用された場合はこの限りではないものとします。</p>	<p>●紛失した場合、盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、残高の返金または再発行はできません。</p>
<p>■利用者資金の保全方法について／前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日時点の未使用残高の半額以下の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられております。万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社の利用者資金の保全方法／発行 保証金保全契約 ● 当社の発行保証金保全契約締結金融機関／株式会社三菱 UFJ 銀行 	<p>(新設)</p>
<p>5. Aocaカードは、お客様ご本人様以外は使用できません。お客様が死亡した場合には、Aocaの利用資格を自動的に喪失するものとし、利用資格喪失後は一切の利用及び払戻しができません。</p> <p>6. 退会する場合その他当社が求める場合においては、Aocaカードを当社に返還するものとします。ただし、別途当社が求める場合にのみ、お客様に処分を委ねる場合があります。</p>	<p>5. Aoca カードは、ご本人様以外は使用できません。</p> <p>6. 退会する場合その他当社が求める場合においては、Aoca カードを当社に返還するものとします。</p>

1. Aoca カードを紛失または盗難、改竄または破損された場合、火災等による滅失、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、当社は、Aoca のご利用可能額の払い戻し、再発行などの補償は致しません。ただし、お客様が Aoca のプリペイド機能の「利用停止」を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、Aoca のプリペイド機能の「利用停止」をいたします。また、当該 Aoca カードが後日発見され、この間に第三者に利用された場合、またはその他お客様に何らかの損害が生じた場合でも、当社は、その責を負いません。ただし、当社の故意または重過失により、お客様の許可なく第三者に使用された場合はこの限りではないものとします。

1. Aoca カードを紛失または盗難、改竄された場合、火災等による滅失、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、当社は、Aoca の機能の停止、ご利用可能額の払い戻し、再発行は致しません。また、当該 Aoca カードが後日発見され、この間に第三者に利用された場合、またはその他お客様に何らかの損害が生じた場合でも、当社は、その責を負いません。

第 12 条(換金の原則禁止と補償手続き)

第 12 条(換金の原則禁止)

5. 第 1 項の定めにかかわらず、当社の故意または重過失により、お客様の利用する Aoca のカード NO、PIN コード、Aoca カードに関する個人情報や、クスリのアオキ公式アプリケーション等に係るパスワード等の情報を第三者に知られ、お客様の意思に反して Aoca が利用または処分等されたことにより、お客様に損失が発生した場合、当社は調査を行い、損失の内容、調査結果に応じて、利用の停止、残高の移行、補償、適正な残高への修正などの対応を行う場合があります。ただし、当社に申告した内容、当社が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が判断した損失については補償を行いません。

(新設)

- (1) お客様（お客様の同居の家族、親族等も含みます。）の故意または過失に起因して発生した損失
- (2) お客様が当該損失に係る事実について当社に虚偽の説明を行った場合における当該損失
- (3) 戦争、暴動等の社会秩序の混乱に乗じて発生した損失

(4) 当社以外の第三者から損失の補填を受けた場合における当該損失

6. お客様は、当社に対して前項の補償を求める場合には、当該損失が発生した事実を、損失が発生した日（継続して複数回の損害が発生した場合はその最終日）から 60 日以内に、当社に通知するものとし、当社に対して、以下の内容を申告するとともに当社による調査に協力するものとします。お客様の提示する情報に不備、不足がある場合には、お客様に生じた損失の全部または一部について、当社はその責任を負わないことがあります。

- (1) Aoca カード番号
- (2) ご登録のお客様 情報(名前、住所、連絡先、生年月日等)
- (3) 損失額
- (4) 損失発生日
- (5) 損失発生の経緯
- (6) その他当社が通知を求めた事項

7. お客様に生じた 第 5 項の損失については、原則として、クスリのアオキコールセンターが問い合わせ窓口となり、対応を行うものとします。

8. 当社は、不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大(二次被害)を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。

附則 本約款は、2021 年 8 月 2 日から適用します。

2021 年 8 月 2 日改定

附則 本約款は、2021 年 3 月 21 日から適用します。

2021 年 3 月 21 日改定